

あいち農林漁業スタートガイド「あいちから」構築等業務 企画提案書類作成要領

1 提出書類

提出書類、様式及び提出部数は次表のとおりとする。

様式等	提出書類の名称	規格及び制限枚数	提出部数	注意事項
様式1	企画応募書	A4縦1枚	1部	
様式任意	企画提案書	A4	6部	
様式任意	経費積算書	A4縦2枚まで	6部	※1
様式2	調査実施体制及び調査実績	A4縦3枚まで	6部	
様式任意	添付書類 (提出者の概要が分かる資料)	—	1部	※2
様式任意	直近の決算報告書	—	1部	※2
様式3	社会的価値の実現に資する 取組に関する申告書	—	1部	※3

(注意事項)

※1 見積額には、消費税及び地方消費税の額も記載すること。

※2 既存の資料で可とする。

※3 応募要件ではない。

2 企画提案のポイント

(1) 「企画提案書(様式自由)」について

次の事項等を御提案ください。

<p>1 業務方針・業務の進め方</p> <p>(1) 業務方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 仕様書の内容を踏まえて、どのような考え方のもとで業務を行い、どのような動画を制作するのか、業務の方針を記載すること。 <p>(2) 業務の工程(プロセス)・スケジュール</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務の工程(プロセス)・スケジュール(契約予定の4月上旬から2027年3月31日の間)について記載すること。
<p>2 業務内容</p> <p>(1) Webサイト制作・運用保守業務</p> <p>①以下の項目について、既存のWebサイトの要件を踏襲し、新規就農希望者に向けた魅力的なコンテンツが提案されているか。</p> <p>【更新項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> トップページ 愛知県農林漁業の魅力発信、就農環境の優位性を示す下層ページ 愛知県農林漁業の魅力発信・就農の流れの紹介動画の掲載ページ AIを活用した就農相談チャットボット「農業サポートAI」 就農者インタビュー 独立就農者、雇用就農者向けの情報を提供する下層ページ

- ・かんたん農業経営シミュレーション
- ・農地情報マップ
- ・お知らせ情報
- ・プライバシーポリシーページ
- ・空き家プラットフォームへのリンク掲載
- 【新規作成項目】
- ・おすすめの就農品目の紹介ページ
- ・新規就農事例を紹介し、愛知県で就農することの魅力を発信する動画コンテンツの制作
- ・就農ナレッジ
- ・産地直売所に係る情報ページの制作
- ・オンラインセミナー
- ・メールマガジン配信機能
- ・ログイン機能を用いたアカウント登録者向けコンテンツ構築
- ・就農相談予約システム、個別相談予約フォームの導入

② アクセス解析・SEO要件

- ・アクセス解析方法やプロモーション効果測定方法が明確であるか。
- ・検索エンジン最適化（SEO）対応の方法が明確であるか。

(2) 保守管理・分析業務

- ・障害への対応方法や保守管理体制が明確であるか。
- ・運用支援の対応方法や体制が明確であるか。

(3) デジタルマーケティング業務

- ・検索エンジン分析・SEO施策において効果的な施策であるか。
- ・SNS等を用いたプロモーション戦略について、効果的な施策であるか。

3 その他

- ・創意工夫・ノウハウなど、調査に関するアピールポイントがあれば具体的に記載すること。

(2) 「事業実施体制及び同種事業実績（様式2）」について

項目	記載内容
1 事業実施体制	・本業務を実施するための運営管理体制、総括責任者及び業務担当者の職・氏名・経歴について、詳細に記載すること。
2 実施体制図	
3 総括責任者・業務担当者の経歴・実績等	・過去に類似又は関連する業務の実績・ノウハウがあり、適切な動画制作を見込めるかが分かるよう、本業務に類似又は関連する業務の実績について簡潔に記載すること。
4 業務履歴	

3 提出方法

持参、郵送又は宅配便のいずれか

4 提出期限

令和8年3月9日（月）午後5時（必着）

5 提出先

愛知県農業水産局農政部農業経営課教育・担い手グループ
〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号（西庁舎4階）
電話 052-954-6409（ダイヤルイン）

6 企画提案に当たっての留意事項

- (1) 企画提案は、1者につき1提案までとする。
- (2) 書類を受け付けた後の追加及び修正は認めない。
- (3) 提出された書類が以下に該当するときは無効となる場合がある。
 - ア 虚偽の内容が記載されているもの
 - イ 記載内容や提案内容等が本要領の規定に適合しないもの
- (4) 提出された書類に関する一切の権利は、県に帰属するものとする。
- (5) 採択を決定した企画提案の内容について、その一部の変更を依頼することがある。